

**「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の
運用状況（電柱・管路等の貸与実績）について**

平成26年8月5日
総務省総合通信基盤局

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の概要

1 制定の経緯

- 平成12年11月、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備を促進するため、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において「線路敷設の円滑化について」(基本方針)をとりまとめ。
- これを受け、総務省、経済産業省及び国土交通省において協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日から「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(総務省告示)を施行。

2 目的

- 認定電気通信事業者(注)による光ファイバ網の整備等のため、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者その他の公益事業者(以下「設備保有者」という。)が保有する電柱・管路等の既存のネットワーク空間の提供に係る制度を整備。

(注)電気通信事業法に基づき、他人の土地等の使用权(公益事業特権)を必要とする電気通信事業者として総務大臣の認定を受けた者。以下「事業者」という。

3 主な内容

- 電柱・管路等の貸与に関する基本原則(公正性、無差別性、透明性、効率性)、標準的な取扱方法(貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間、貸与の対価等)等、設備保有者及び事業者が遵守すべき事項について規定。

4 その他

- ガイドラインについては「設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて毎年4月1日に見直しを行う」(ガイドライン附則)(過去5回改正)。
(参考)電柱への共架に関する「一束化」に関する規定の追加(2002)、支線の共用等に関する規定の追加(2003)、使用可能時期の照会に対する回答努力義務等の規定の追加(2004)、効率性の原則等の規定の追加(2007)、対象設備として鉄塔等の追加(2010)。
- 設備使用の進展の程度等について把握するため、毎年、電柱・管路等の貸与実績に関し、設備保有者及び事業者に対して実態調査を実施。

平成25年中における電柱・管路等の貸与実績に関する実態調査(概要)

1 実施時期等

平成25年11月から平成26年1月までの間、電柱・管路等の貸し手(設備保有者)及び借り手(事業者)に対し、アンケートを実施。

2 アンケートの内容

(1) 貸し手(設備保有者)

① 対象者

- ・電気通信事業者:自ら電柱・管路等を保有する主要事業者(7事業者)
- ・電気事業者 :一般電気事業者(10事業者)
- ・鉄道事業者 :JRグループ(7事業者)、日本民営鉄道協会(16事業者)

② 調査内容(対象期間:平成25年1月1日～平成25年12月31日)

- ・貸与件数
- ・事業者からの調査申請及び使用申請への対応状況
- ・貸与を拒否した件数の理由別内訳

(2) 借り手(事業者)

① 対象者

- ・認定電気通信事業者

② 調査内容(対象期間:平成25年1月1日～平成25年12月31日)

- ・設備保有者に対する調査申請及び使用申請状況、設備の貸与を受けた実績

実態調査の結果（1）

1 電柱の貸与状況

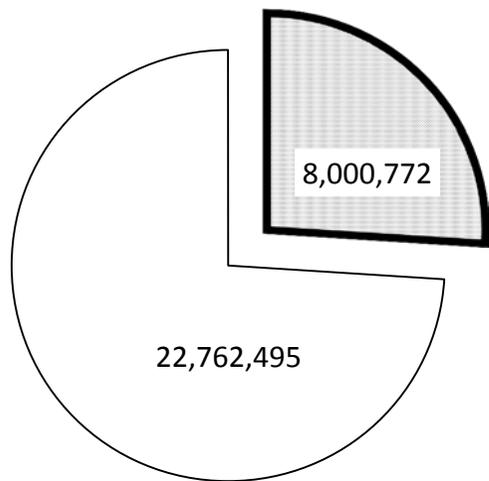
(1) 設備保有者の電柱総本数約3,419万本のうち、約3,077万本（延べ）が貸与中（平成25年12月末現在）。前年より約302万本の増。このうち、約800万本が平成25年中に新規契約（約124万本）又は契約更新（約676万本）されて貸与された本数。

(2) 平成25年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った電柱の利用可否の調査申請（注）件数は50万5,323件。このうち、設備保有者が貸与不可の回答を行った件数は2,607件（全体の0.5%）となっており、前年（0.3%）と比較し、微増となっている。

なお、通常、事業者は上記調査申請の結果を踏まえ、利用申請を行い、設備保有者と契約を締結している。

注 認定電気通信事業者が設備保有者に対し、電柱、管路等又は鉄塔が利用可能であるか否かの調査を依頼するもの（以下同じ。）。

【貸与本数】



合計：30,763,267本

■ 新規契約本数及び契約更新本数(延べ)

□ 既存契約件数(延べ)

【新規契約本数・契約更新本数の内訳(設備保有者別)】

	通信	電力	鉄道
新規契約本数	308,318 (11.5%)	929,750 (17.5%)	6 (0.2%)
契約更新本数	2,379,499 (88.5%)	4,380,220 (82.5%)	2,979 (99.8%)
合計	2,687,817	5,309,970	2,985

【調査申請への対応状況】

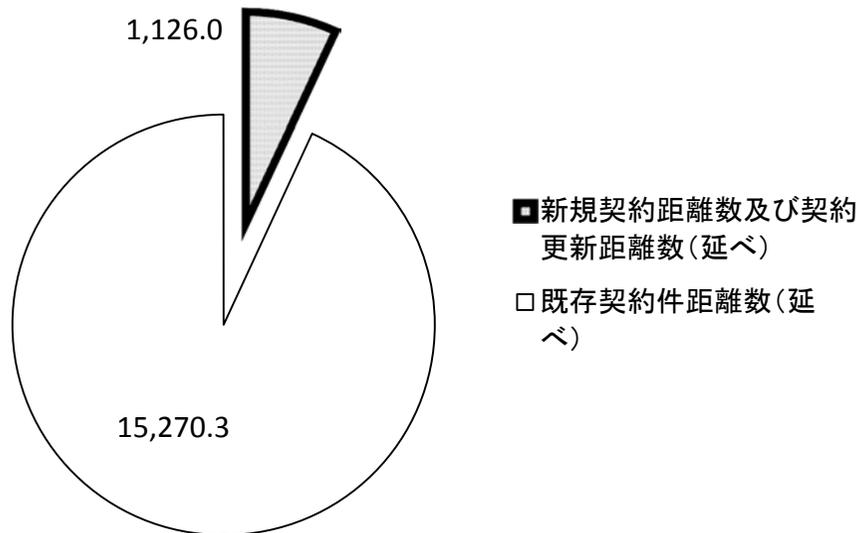
	平成23年	平成24年	平成25年
提供可能件数	569,723 (97.9%)	546,997 (97.6%)	491,727 (97.3%)
検討中件数	10,611 (1.8%)	11,547 (2.1%)	10,989 (2.2%)
提供不可件数	1,669 (0.3%)	1,886 (0.3%)	2,607 (0.5%)
合計	582,003	560,430	505,323

実態調査の結果（2）

2 管路等(とう道・ずい道を含む)の貸与状況

- (1) 設備保有者の管路等のうち、約16,396km(延べ)が貸与中(平成25年12月末現在)。前年より約193kmの増。このうち1,126kmが平成25年中に新規契約(約224km)又は契約更新(約902km)されて貸与された距離数。
- (2) 平成25年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った管路等の利用可否の調査申請件数は846件。このうち、設備保有者が貸与不可の回答を行った件数は63件(全体の7.4%)となっており、前年(5.5%)と比較し、増加している。

【貸与距離数】



合計: 16,396km

【新規契約距離数・契約更新距離数の内訳(設備保有者別)】

	通信	電力	鉄道
新規契約距離数	113.4 (21.2%)	56.0 (11.2%)	54.3 (60.7%)
契約更新距離数	422.0 (78.8%)	445.3 (88.8%)	35.1 (39.3%)
合計	535.4	501.3	89.4

【調査申請への対応状況】

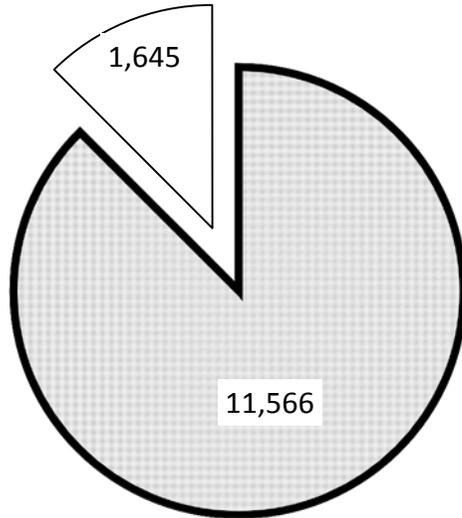
	平成23年	平成24年	平成25年
提供可能件数	1,173 (86.6%)	1,242 (82.9%)	715 (84.5%)
検討中件数	107 (7.9%)	173 (11.5%)	68 (8.0%)
提供不可件数	75 (5.5%)	83 (5.5%)	63 (7.4%)
合計	1,355	1,498	846

実態調査の結果（3）

3 鉄塔の貸与状況

- (1) 設備保有者の鉄塔総本数88,322本のうち、13,211本（延べ）が貸与中（平成25年12月末現在）。前年より1,147本の増。このうち11,566本が平成25年中に新規契約（1,470本）又は契約更新（10,096本）されて貸与された本数。
- (2) 平成25年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った鉄塔の利用可否の調査申請件数は1,035件。このうち、設備保有者が貸与不可の回答を行った件数は24件（全体の2.3%）となっており、前年（4.3%）と比較し、減少している。

【貸与本数】



合計：13,211本

【新規契約本数・契約更新本数の内訳】

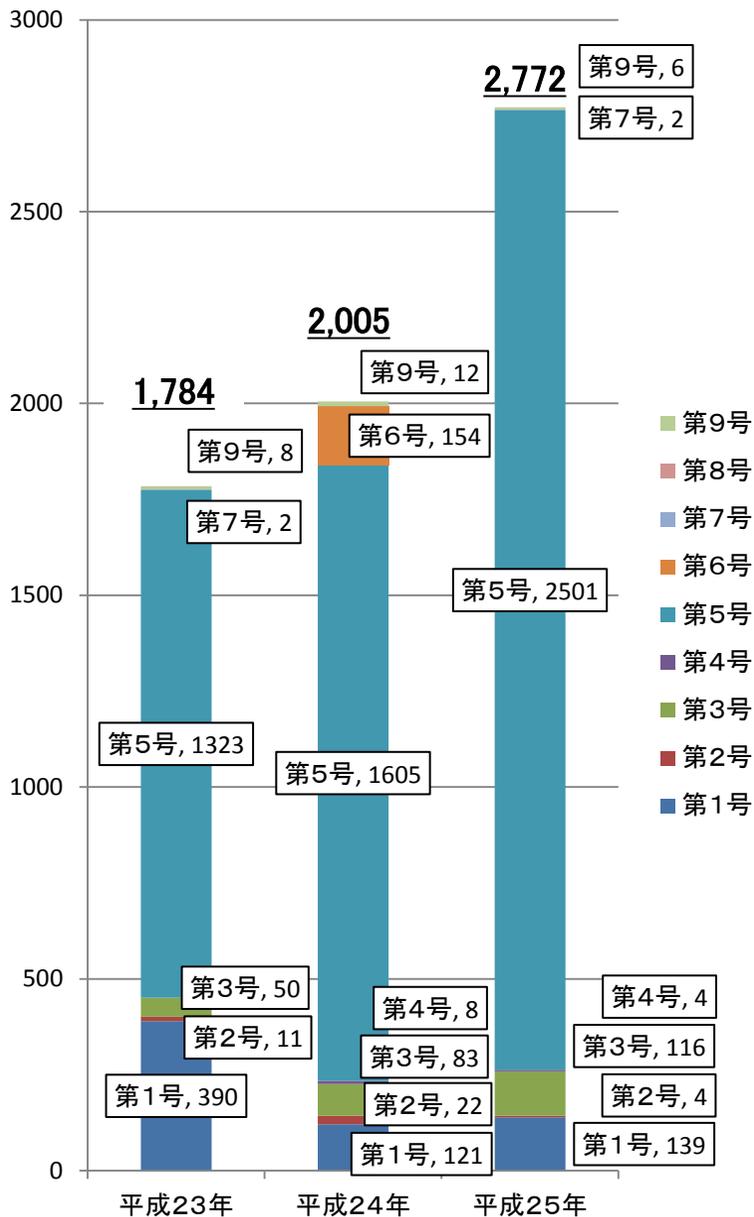
	通信	鉄道
新規契約本数	1,470 (12.7%)	0 (0%)
契約更新本数	10,095 (87.3%)	1 (100%)
合計	11,565	1

【調査申請への対応状況】

	平成23年	平成24年	平成25年
提供可能件数	441 (85.3%)	418 (74.6%)	876 (84.6%)
検討中件数	36 (7.0%)	118 (21.0%)	135 (13.0%)
提供不可件数	40 (7.7%)	24 (4.3%)	24 (2.3%)
合計	517	560	1,035

実態調査の結果（４）

4. 調査申請において提供不可とされた回答の事由別内訳



提供不可事由 (ガイドライン第3条 第1項)	電柱			管路等			鉄塔	合計
	通信	電力	鉄道	通信	電力	鉄道	通信	
第1号 (設備に空きが無い 場合)	26件 (42件)	38件 (7件)	— (—)	8件 (21件)	54件 (46件)	— (—)	13件 (5件)	139件 (121件)
第2号 (設備保有者が使用 する予定がある場 合)	— (—)	— (—)	— (—)	1件 (—)	1件 (15件)	— (—)	2件 (7件)	4件 (22件)
第3号 (設備の改修移転の 計画がある場合)	72件 (74件)	44件 (5件)	— (—)	— (1件)	— (1件)	— (—)	— (2件)	116件 (83件)
第4号 (電柱の地中化計画 がある場合)	1件 (5件)	3件 (3件)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	4件 (8件)
第5号 (技術基準に適合し ない場合等)	2394件 (1505件)	101件 (96件)	— (—)	— (1件)	1件 (1件)	— (—)	5件 (2件)	2501件 (1605件)
第6号 (過去に使用条件に 係る契約不履行等 があった場合)	— (154件)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (154件)
第7号 (関係法令に適合し ない場合等)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2件 (—)	— (—)	— (—)	2件 (—)
第8号 (第6号以外に過去 の契約不履行等が あった場合)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
第9号 (公益事業の遂行に 支障がある場合)	— (1件)	2件 (—)	— (—)	— (—)	— (1件)	— (—)	4件 (10件)	6件 (12件)
合計	2493件 (1781件)	188件 (111件)	— (—)	9件 (23件)	58件 (64件)	— (—)	24件 (26件)	2772件 (2005件)

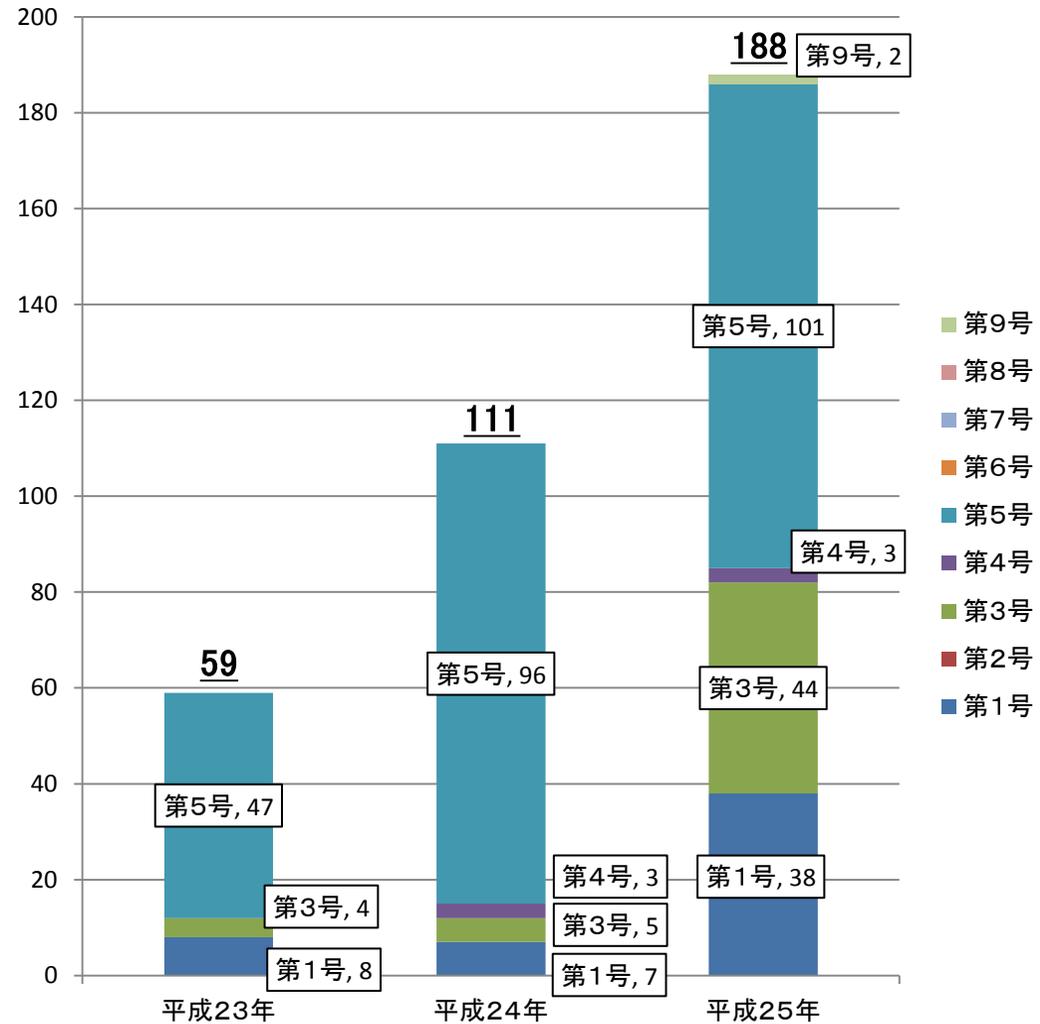
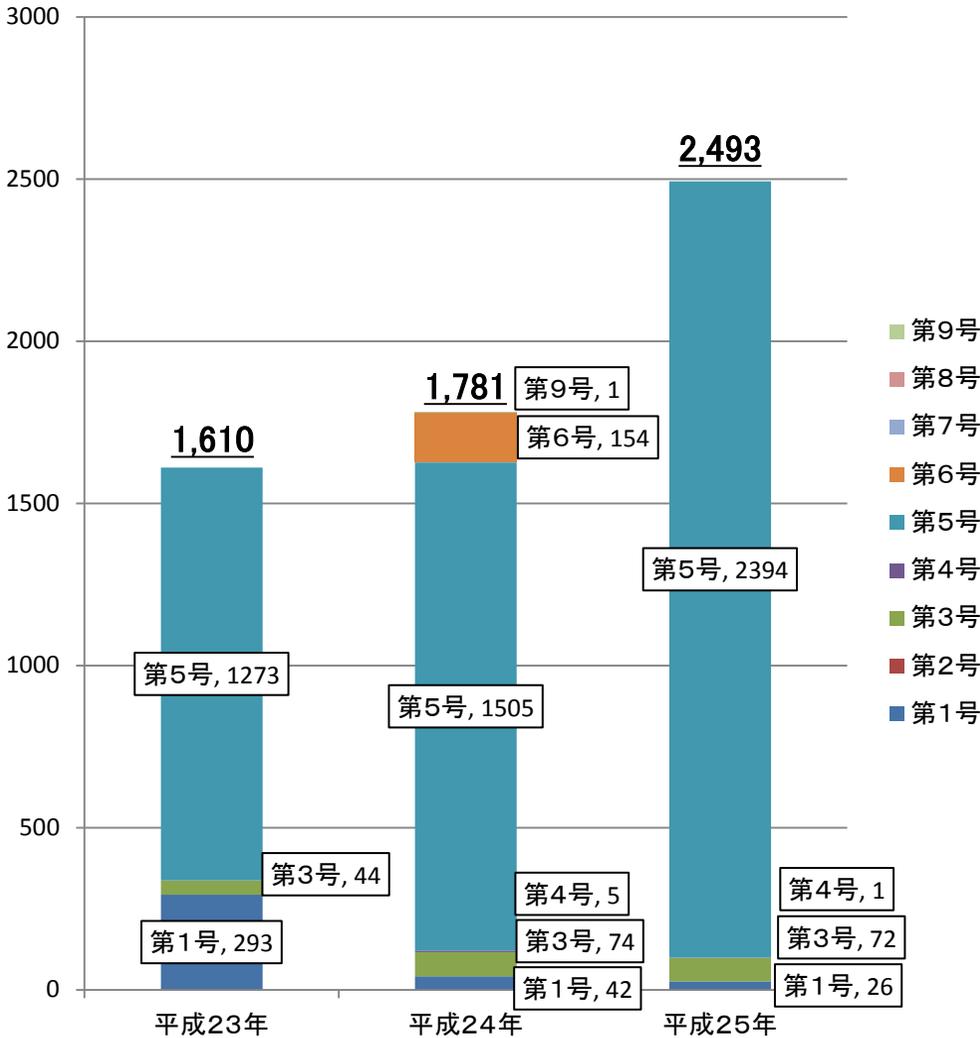
(平成25年1月～平成25年12月(括弧内は平成24年1月～平成24年12月)までの実績値)

実態調査の結果（5）

（貸与拒否事由の設備別内訳：電柱）

[設備保有者：通信]

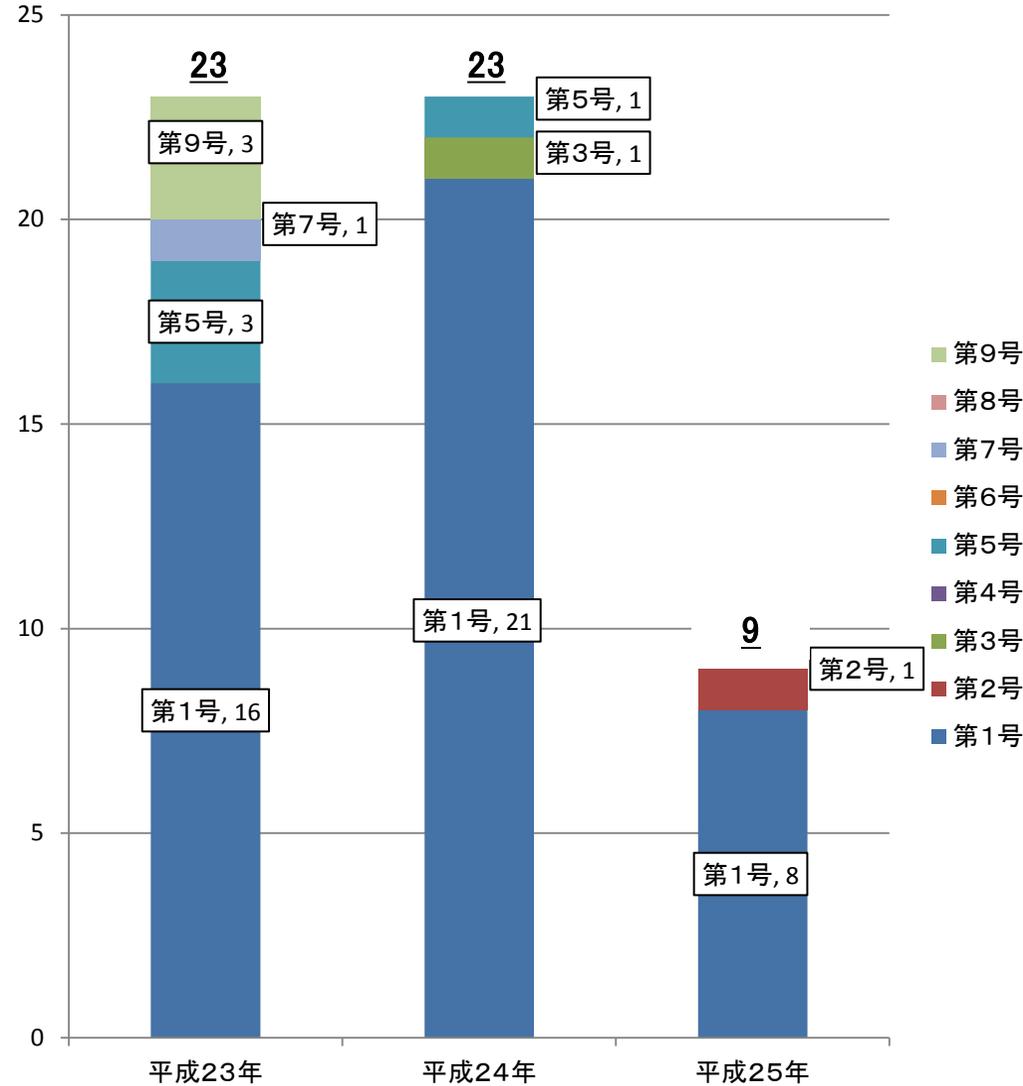
[設備保有者：電力]



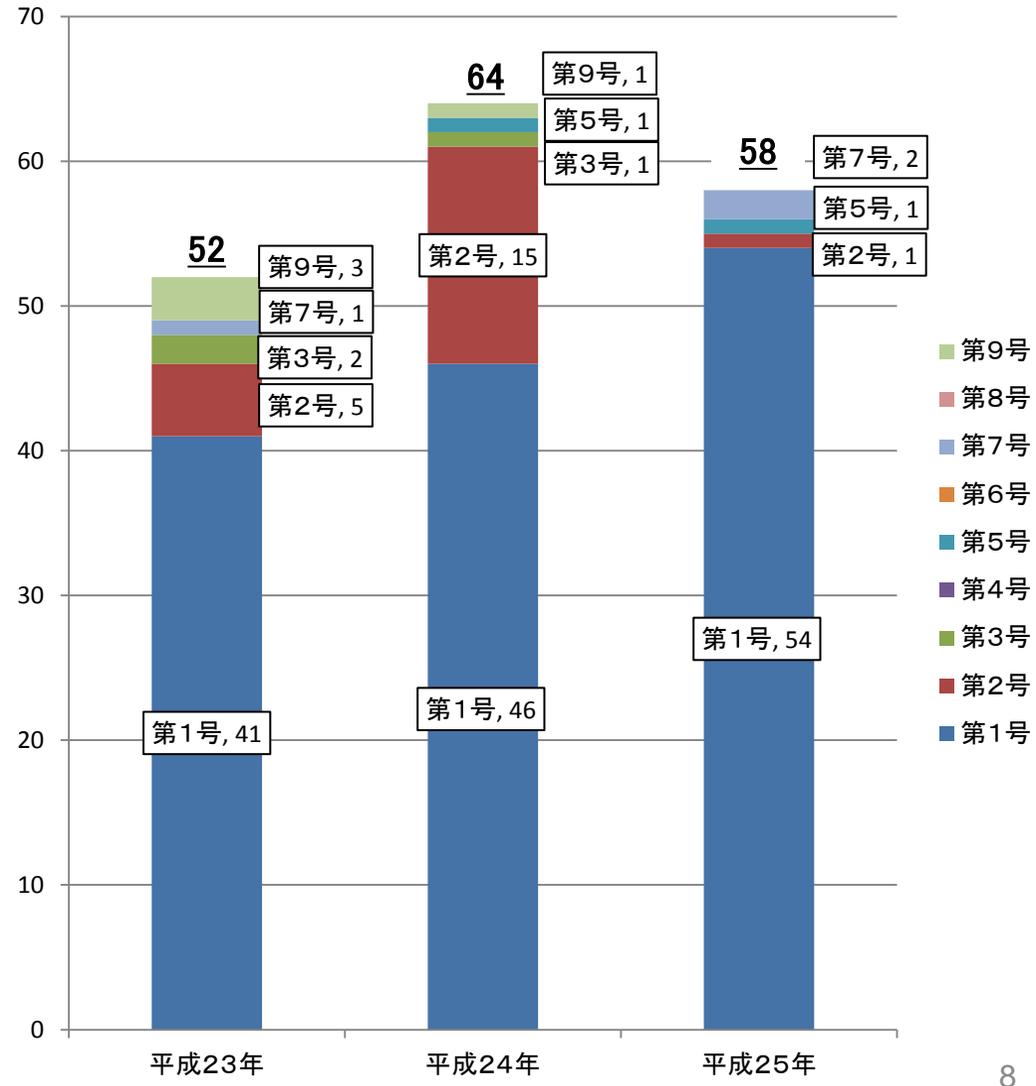
実態調査の結果（6）

（貸与拒否事由の設備別内訳：管路等）

[設備保有者：通信]

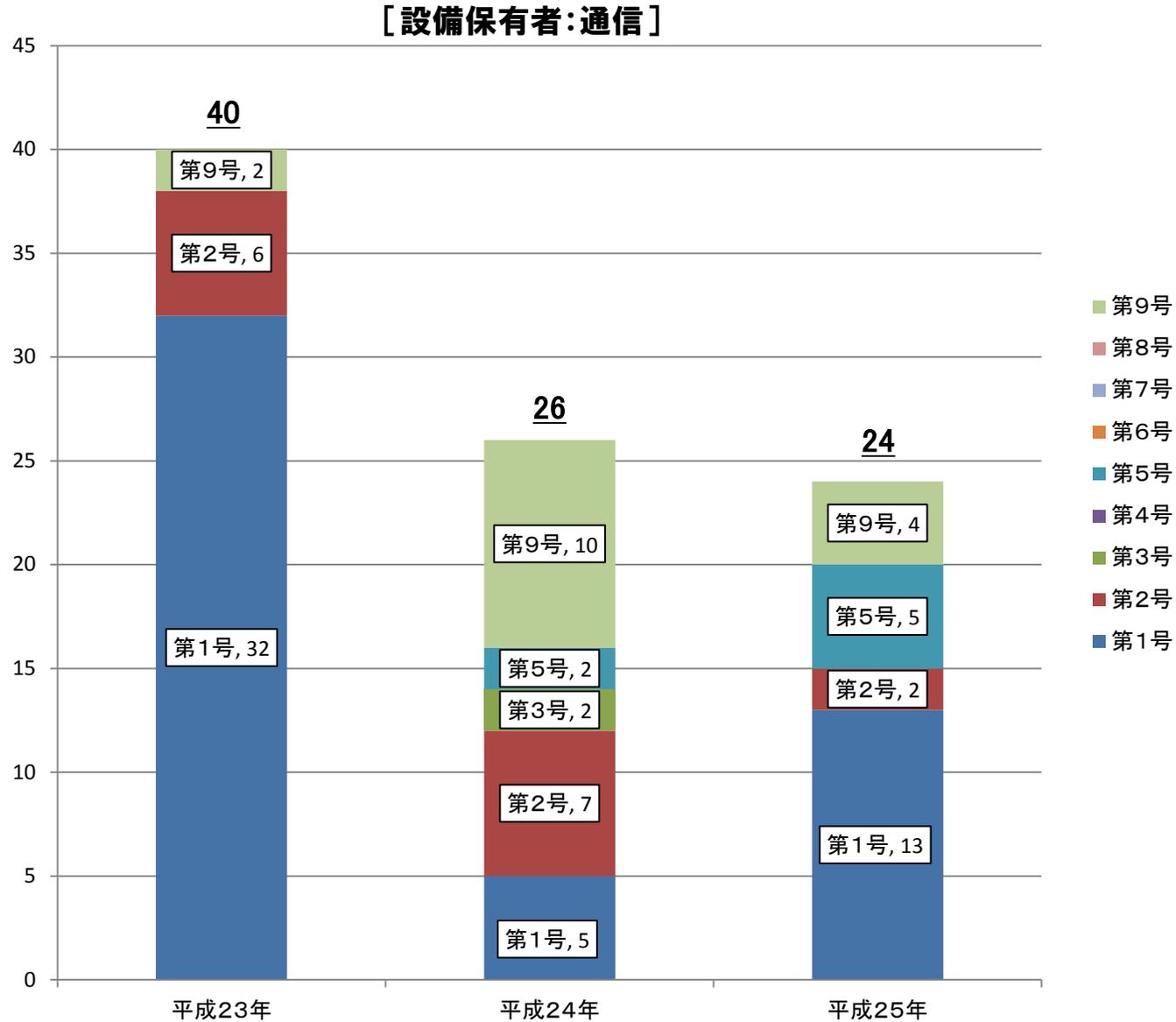


[設備保有者：電力]



実態調査の結果（7）

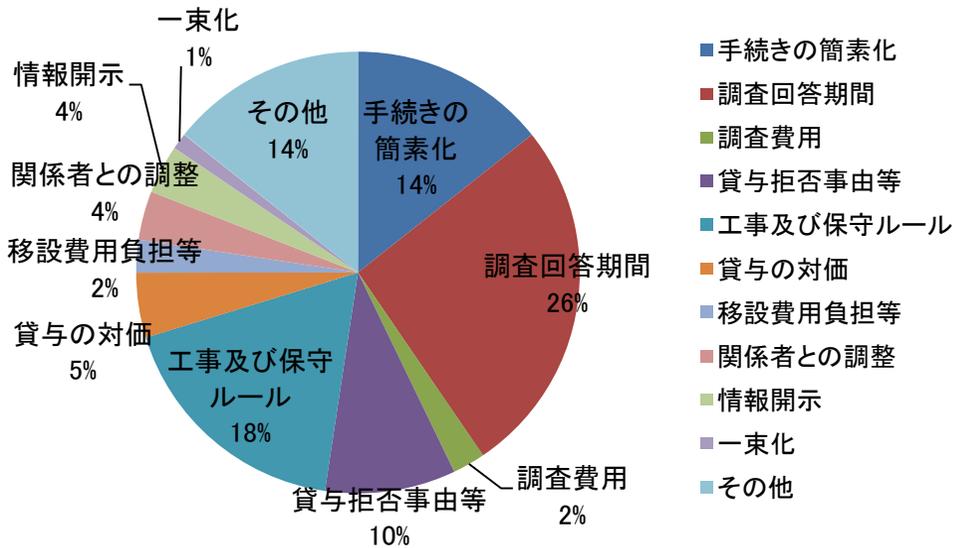
（貸与拒否事由の設備別内訳：鉄塔）



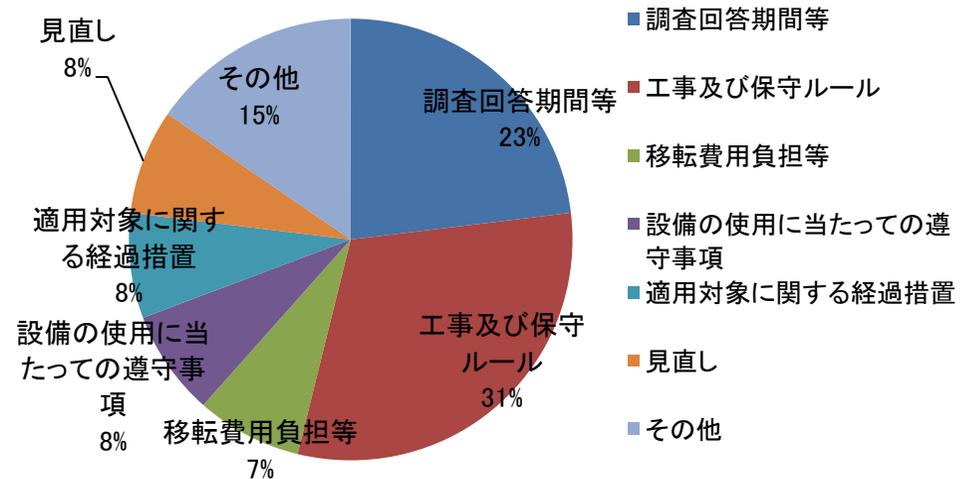
実態調査の結果（8）

5 主な意見等（48者97件）

【事業者からの意見(借り手側)】(84件)



【設備保有者からの意見(貸し手側)】(13件)



(1) 事業者からの主な意見

意見の概要	総務省の考え方
<p>基本的な考え方(手続の簡素化)</p> <ul style="list-style-type: none">申請添付書類を簡略化すべきとする意見。申請書式等を統一化すべきとする意見。 <p>【電気通信事業者・CATV事業者】</p>	<p>設備保有者は、事業者に電柱・管路等を提供するに当たり、区間又は場所の空き状況や事業者の設置しようとしている伝送路設備の技術基準への適合性等に照らし、貸与が可能かどうかを判断するための必要書類の提出を事業者に求める。その際、ガイドライン第1条第4項第4号に掲げる効率性の原則にのっとり、電柱添架のWEB申請のシステム化をはじめ、手続の簡素化及び効率化の取組がなされてきていると認識。</p> <p>一般的には手続の簡素化・効率化は線路敷設の促進の観点から望ましいと考えられるが、書類の簡素化は場合によっては設備保有者にも負担となる他、個別の設備の貸与可能性について必要な情報が設備保有者ごとに異なることも想定されることから、引き続き実態把握に努めていく必要がある。</p>
<p>調査回答期間等</p> <ul style="list-style-type: none">添架・共架申請回答をできる限り早く通知すべきとする意見。小規模申請時と通常申請時の2種類の期間とすべきとする意見。 <p>【電気通信事業者・CATV事業者】</p>	<p>ガイドライン第2条第1項中の「原則として2箇月以内に提供の可否を回答」という規定に対応し、設備保有者のほとんどが自ら定め事業者に提示している標準実施要領において、調査回答期間を2箇月以内と定めており、特に電柱の貸与については当該期間を1箇月以内としている場合も見られる。</p> <p>一般的には調査回答期間は短いほど望ましいと考えられるが、調査回答期間の短縮化は設備保有者にも負担となり得ることから、現段階では、引き続き当該期間についての実態把握に努めていく必要がある。</p>
<p>貸与拒否事由等(技術基準)</p> <ul style="list-style-type: none">事業者による共架を前提とした強度設計にすべきとの意見。 <p>【電気通信事業者・CATV事業者】</p>	<p>電柱強度については電柱の設置目的(電気通信事業用、電気事業用、鉄道用)や関係法令、設置場所の地理的な要因など、個別具体的な判断が求められるものと認識しており、電柱強度に関する基準を一律に共通化することは困難と認識。</p>
<p>工事及び保守ルール</p> <ul style="list-style-type: none">事業者の設備の共架ポジションを確保すべきとの意見。 <p>【電気通信事業者・CATV事業者】</p>	<p>共架ポイントの追加・見直し等については、設備の安全・保安上の問題もあり、慎重に考慮すべきことであるとする。なお、設備保有者独自の取組として共架ポイントの増加に取り組んでいる例もあると認識しており、具体的な在り方については、当事者間で協議・検討を行うことが適切であるとする。</p>

(1) 事業者からの主な意見

意見の概要	総務省の考え方
<p>移転費用負担等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設備移転に関して十分な時間的余裕をもって事前予告をすべきとの意見。・ 移設理由や移設原因者を明確にすべきとの意見。・ 事業者設備の移設費用を設備保有者が負担すべきとする意見。・ 移転費用について具体的な内訳等も示すべきとの意見。 <p style="text-align: right;">【電気通信事業者・CATV事業者】</p>	<p>設備移転時の事前予告及び移転費用の取扱いについては、ガイドライン第7条において、「設備の提供にかかる契約において明示」する旨規定しており、契約上の問題として当事者間で協議することが適切と認識。</p> <p>なお、一般的には事前の通知については、遺漏無く、早期に行われることが望ましい。</p>

(2) 設備保有者からの主な意見

意見の概要	総務省の考え方
<p>工事及び保守ルール</p> <ul style="list-style-type: none">・ 共架設備の変更工事の遅延が散見されることから、基準を策定すべきとの意見。・ 事業者がおこなう工事完了届に対する提出期限を設けるべきとする意見。・ 工事の着手届、完了届について、各々遅滞なく確実に提出すべきとする意見。・ 不要となった設備について電柱に残置される恐れがあることから、事業者に対する設備撤去の義務化をすべきとの意見。 <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>ガイドライン第5条においては工事及び保守に関する標準的なルールを定めているところであり、工期や届出の提出期限を含めた具体的な工事・保守の在り方に関しては、まずは当事者間で協議すべき事項と認識。</p> <p>また、同条第5項において、事業者は設置した伝送路設備が不要となった場合は速やかに当該伝送路設備を撤去するものと定めているところであり、事業者においては自らの設備について当然のことながら責任を持って対応すべきものと認識。</p>
<p>その他(ガイドラインの適用対象)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 賃貸を専らの目的として建設し保有している鉄塔については、ガイドラインの適用対象から除外すべきとする意見。・ 安全確保を最優先とする鉄道事業への影響、ニーズが全くない実態を踏まえ、鉄道事業者をガイドラインの対象除外とすべきとの意見。 <p style="text-align: right;">【電気通信事業者・鉄道事業者】</p>	<p>ガイドラインは、事業者による線路敷設の円滑化を目的としており、電気通信事業の用に供されるものである限り、設備の目的如何にかかわらず、賃貸を目的とした鉄塔も引き続き対象とすることが適当であると考え。</p> <p>また、鉄道事業者についても、一定の貸与実績が継続的に認められるところであり、引き続きガイドラインの対象とすることが適当であると考え。</p>

(2) 設備保有者からの主な意見

意見の概要	総務省の考え方
<p>その他(事業者によるガイドライン等の遵守)</p> <ul style="list-style-type: none">・ ガイドラインの趣旨から逸脱した行為に対する社名公表等、行政指導を講じるべきとする意見。 <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>設備保有者が提供する設備を使用するにあたって、事業者は関係法令及びガイドライン等の規定を遵守すべきものと認識。</p> <p>個別の事案については、ガイドラインを踏まえ、当事者間で協議・検討を行うことが適切であると考えますが、ガイドラインの遵守状況等については、今後も注視して参りたい。</p>
<p>その他(実態調査の要否)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 毎年多大な労力を要している定期的な実績調査について、廃止すべきとする意見。 <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>設備の貸与実績が増加傾向にある一方で、調査申請に対する提供不可件数が依然として低下する傾向には至っていないことを踏まえれば、本実績調査は引き続き設備使用の状況を把握する上で必要なものであり、設備保有者と事業者の双方の協力を得ながら継続していく必要があると認識。</p> <p>なお、調査内容及び方法については、設備保有者及び事業者の事務負担の軽減に配慮しつつ、不断の見直しを行って参りたい。</p>

ガイドライン改正の要否

- 平成25年の実態調査の結果、設備の貸与実績は増加している一方、また、事業者の申請に対し設備保有者が提供不可と回答した件数の割合についても、前回調査と比較して著しく増加している等の特段の事情がみられないこと
- 事業者及び設備保有者からの意見の多くは、個別具体的な事案として一義的には当事者間で協議すべきものであり、全ての事業者及び設備保有者に該当するガイドラインに記載する内容としてなじまないこと

から、平成26年度は、ガイドラインの改正は行わず、引き続き設備貸与の状況について注視をしていくこととする。